

地域公共交通確保維持改善事業実施要領 新旧対照表（令和2年7月1日改正）

改正案	現行	備考
<p>地域公共交通確保維持改善事業実施要領</p> <p>平成23年 4月 1日 国総計第 5号 国鉄財第 4号 国鉄業第 4号 国自旅第 20号 国海内第 8号 国空環第 5号 （中略）</p> <p><u>令和2年7月1日 国総地第 35号</u> <u>国自旅第 79号</u></p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業実施要領</p> <p>平成23年 4月 1日 国総計第 5号 国鉄財第 4号 国鉄業第 4号 国自旅第 20号 国海内第 8号 国空環第 5号 （中略）</p>	
<p><u>附 則（令和2年7月1日 国総地第35号、国自旅第79号）</u></p> <p><u>1. 施行期日</u> <u>この要領の改正は、令和2年度第二次補正予算から施行する。</u></p> <p><u>2. 地域公共交通感染症拡大防止対策事業</u> <u>交付要綱附則別表1（令和2年7月1日改正附則第2条及び第4条第2項関連）に規定する一般乗合旅客自動運送事業者への補助金（同表に定める実証運行に要する経費に限る。）の交付については、近年における営業収支、直近の決算における自己資本比率、関連事業の状況等に応じた優先採択を行</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>	

改正案	現 行	備考
<u>うものとする。</u>		